共通－第５号様式　見積参加者選考調書（特定随意契約用）

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	重要文化財旧札幌控訴院庁舎耐震補強設計に係る材料試験支援業務
発注課	市民文化局文化部文化振興課
選定事業者	株式会社 文化財保存計画協会

随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）

本業務は、令和７年度に実施した「重要文化財旧札幌控訴院庁舎耐震診断等追加検討業務（以下「前業務」という）」における静的載荷試験で使用した１/２スケールの試験体の材料強度等を測定するため、同試験体から材料を安全に切り出し、材料試験用の供試体を作成するものである。
本業務の遂行には、前業務からの継続性と専門的知見等が不可欠であることから、以下の理由により同社を契約の相手方とするものである。

前業務の受託者である同社は、これまでの実験経緯や今後の検討課題を熟知しており、試験体の応力履歴や微細なクラックの発生状況を的確に把握している。実験時の損傷部位を極力避けつつ健全な供試体を加工・作成するためには、前業務における同社の経験と知見が不可欠であり、他者では代替できない。
また、当施設の耐震補強検討にあたっては、複雑な構造形式に対応するため、計画の初期段階より「文化財建造物修理主任技術者（以下「主任技術者」という）」の参画が文化庁から指導されている。同社は主任技術者を有しており、前業務において協議を直接担当した同社が継続して対応することで、これまでの協議経緯や指導内容を正確に踏襲でき、今後の有識者検討会や文化庁との専門的な協議調整を円滑に行うことが可能となる。

以上のことから、本業務の委託は、業務の連続性と関係機関との調整において、当該事業者をおいて他に履行可能な者はいないことから、同社を契約の相手方として選定するものである。

根拠法令	地方自治法施行令第167条の２第１項第２号